

## 執行停止棄却決定に対する声明

2023年8月24日 神宮外苑再開発訴訟団

東京高等裁判所第二民事部（谷口園恵裁判長）は、8月22日付で神宮外苑再開発認可取消事件に関わる執行停止抗告申立てに対して、抗告人らの申立ては「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当しないとして、抗告を棄却する決定を行った。

これは本年3月31日の東京地方裁判所の却下決定を最大限容認し、加えて騒音被害や風害について【本件事業の施工者において野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で予測に取り入れて報告するものとされている】や【本件影響調査では「最大風速の突風の状況」についても予測事項とした上で評価が行われている】といった相手方（被抗告人：東京都）の主張を鵜呑みにする判断をし、周辺住民が本件事業によって今後受けることになる被害から目を背けるものであり、到底容認できない。

私たちは、最高裁判所に対して憲法違反を理由として特別抗告を申し立てるほか、今後、再開発事業認可取消訴訟を通じて、神宮外苑再開発が引き起こす神宮外苑の景観破壊と自然環境破壊を告発し、更に神宮外苑再開発認可処分の違法性を粘り強く訴えていくことを改めて決意するものである。